平成２８年（フ）第１１５号
栃木県下野市駅東３丁目６番49号　パールハイツＡ101
債務者　吉川　順子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１５号
島根県鹿足郡吉賀町立戸205番地１、前住所山口県山口市平井1573番地10
債務者　髙杉　元弘
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月７日午前10時30分
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１６号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1787番地５
債務者　野木　　繁
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月７日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１０７号
静岡県袋井市川井1007番地の１　Ｋフラット11　305号室、前住所静岡県袋井市国本2309番地の１　リヴェールＡ　103号室
債務者　田引　　恵
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
静岡県湖西市鷲津1195番地の１、前住所静岡県湖西市鷲津5147番地
債務者　髙柳みつ子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
静岡県湖西市新居町中之郷２番地の３
債務者　武田由香里
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
愛知県豊川市大崎町下金居場55番地　社会福祉法人若竹荘、住民票上の住所静岡市駿河区高松1962番地の１　南風101
債務者　中村　恭子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第８５号
愛知県豊橋市北岩田２丁目14番地７、従前の住所愛知県豊橋市豊岡町81番地
債務者　冨田香奈子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１３０３号
神奈川県鎌倉市台1600番地　アトムズ山ノ井102
債務者　丸橋　愛巳（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０６号
神奈川県藤沢市下土棚423番地の11　深沢荘201号室
債務者　山口　　勝
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１５号
横浜市港北区鳥山町672番地４　城郷コート402号
債務者　池ヶ谷眞理子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１９号
横浜市青葉区柿の木台１番地１　クレア藤が丘310号室
債務者　成安　秀雄
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３２５号
横浜市鶴見区下末吉２丁目11番１号　ハイムあさ陽503
債務者　五井　志朗
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８０号
東京都小平市小川町１丁目485番地あかつき
債務者　佐伯　菜那
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３３６号
横浜市都筑区東方町348番地１　大倉山サンハイツ602
債務者　松本　孝行
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部